

契約の方法及び入札の条件

(一般競争入札・総合評価方式・債務負担行為)

1 契約の方法

(1) 福島県一般競争入札実施要領に基づく一般競争入札とする。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書による。

(2) 見積内訳書及び見積内訳総括表

入札説明書及び入札心得のとおりとする。

(3) 入札保証金

入札説明書による。

(4) 落札者

入札説明書による。

(5) 低入札価格調査制度

入札説明書による。

(6) 契約保証金

入札説明書による。

なお、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(7) 前金払

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 112 条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第 1 項に定める前金払

請負代金額の 4 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第 2 項に定める中間前金払

請負代金額の 2 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）

(8) 部分払

規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金額の 10 分の 5（中間前払金の約定をするときは、10 分の 6（前金払の約定をしないときは、10 分の 3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第 239 条第 3 項の定めるところによる。

(9) 工期

工期は令和 10 年 9 月 29 日限りとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者が指定する日とする。

(10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) 現場代理人届等

請負者（以下「受注者」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(13) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更（福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。）

約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

(14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が 2 箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (15) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (16) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置
当初契約締結日において直近の単価表を適用しないで積算されている工事については、約款第59条の規定に基づき、その締結日から30日以内に当初契約締結日における直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金に変更するための協議を請求することができる。
- (17) 不可抗力による損害の負担
約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。
また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (18) 下請負に附する場合の遵守事項
工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (19) 配置予定の技術者
入札説明書による。
- (20) 監理技術者
工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。
- (21) 工事請負契約書
「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。
- (22) 契約確定の時期
本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

〔特記事項〕

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

〔別記〕 特約条項

- 第1 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払

金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 令和7年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和8年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和9年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和10年度 | 工事請負代金額から令和9年度までの支払額を差し引いた額 |
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 令和7年度 | 円（請負代金額の0.16%以上の額で別に示す額） |
| 令和8年度 | 円（請負代金額の47%以上の額で別に示す額） |
| 令和9年度 | 円（請負代金額の47%以上の額で別に示す額） |
| 令和10年度 | 工事請負代金額から令和9年度までの出来高予定額を差し引いた額 |
- 3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第3 この契約の前金払については、約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。
- 第4 この契約の部分払については、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
- 2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
- $$\text{部分払の額} \leq \text{着工時からの出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - [\text{着工時からの出来高金額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})] \times (\text{当該会計年度の前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第6 この契約は、令和7年10月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に受注者（法人である場合には、法人の役員またはその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、受注者を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には、県はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、受注者にこのことにより損害を生じた場

合においても、県は一切その賠償の責めに任じないものとする。

※入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は次のとおりとする。

- 第1 この契約における契約保証金については、約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第2 この契約における前払金については、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第3 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第4 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
- | | |
|--------|----------------------------|
| 令和7年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和8年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和9年度 | 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額） |
| 令和10年度 | 工事請負代金額から令和9年度までの支払額を差し引いた |
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 令和7年度 | 円（請負代金額の0.16%以上の額で別に示す額） |
| 令和8年度 | 円（請負代金額の47%以上の額で別に示す額） |
| 令和9年度 | 円（請負代金額の47%以上の額で別に示す額） |
| 令和10年度 | 工事請負代金額から令和9年度までの出来高予定額を差し引いた額 |
- 3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第5 この契約の前金払については、約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。
- 第6 この契約の部分払については、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
- 2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
- 部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - [着工時からの出来高金額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)] × (当該会計年度の前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額
- 3 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、

受注者協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

第7 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置する。なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第72条第2項の適用は認めない。）

第8 前項の規定は代表構成員にのみ適用する。

第9 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第10 この契約は、令和7年10月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に受注者（法人である場合には、法人の役員またはその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、受注者を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には、県はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、県は一切その賠償の責めに任じないものとする。

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

ニ 受注者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券	額面金額
2 国債証券	額面金額の 10 分の 8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保として有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 受注者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同連合会、若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 項第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には「**福島県知事 内堀 雅雄**」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工

事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては発注者の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

[注] イ 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「**福島県知事 内堀 雅雄**」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

ホ 保証期間は工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(5) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には「**福島県知事 内堀 雅雄**」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

ホ 保険期間は工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1 の規定にかかわらず、落札者が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときは、この限りでなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、請負代金額が 500 万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。